

## 医療費が高額になったときに活用できる高額療養費制度②

佐野マネジメントオフィス 代表 佐野 真澄

H27年1月改正!

## ▶高額療養費制度とはこんな制度です

気軽にゼミナール1月号では、医療機関や薬局の窓口で支払った医療費が、暦月で一定額を超えた場合に支給される「高額療養費制度」をご紹介します。「高額療養費制度」では、負担の上限額が設けられていて、それは医療保険の加入者が70歳以上かどうかや所得水準によって分けられること、事前手続きを行うと支払い時に用意する費用が少なく済むことをご紹介します。

## ▶さらに医療費のご負担を軽減する仕組みがあります

## 1 世帯合算

お一人の一回分の窓口負担では、高額療養費の支給対象とならなくても、複数の受診や同じ世帯にいる他の方(同じ医療保険に加入している方に限ります)の受診について、**それぞれお支払いになった自己負担額を1か月(暦月)単位で合算することができます**。その合算額が一定額を超えたときは、超えた分が高額療養費として支給されます。

※ただし、70歳未満の方の受診については、21,000円以上の自己負担のみ合算されます。70歳以上の方は自己負担額をすべて合算できます。

## 2 多数回該当

直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合は、**その月の負担の上限額がさらに引き下がります**。

## ▶よくあるご質問

## Q1. 高額療養費の支給申請はどのように行えば良いですか？

A1. ご自身が加入している公的医療保険(健康保険組合・協会けんぽの都道府県支部・市町村国保・後期高齢者医療制度・共済組合など。以下「医療保険」といいます。)に、高額療養費の支給申請書を提出または郵送することで支給が受けられます。病院などの領収書の添付を求められる場合もあります。ご加入の医療保険によっては、「支給対象となります」と支給申請を勧めたり、さらには自動的に高額療養費を口座に振り込んでくれたりするところもあります。なお、どの医療保険に加入しているかは、健康保険証でご確認ください。

## Q2. 高額療養費を申請した場合、支給までにどのくらいの時間がかかりますか？

A2. 受診した月からおよそ3か月かかります。

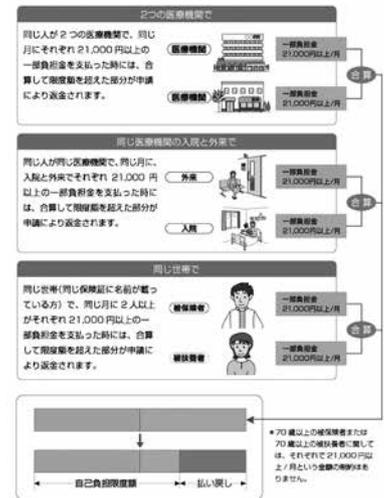
高額療養費は、申請後、各医療保険で審査した上で支給されますが、この審査はレセプト(医療機関から医療保険へ提出する診療報酬の請求書)の確定後に行われます。レセプトの確定までに一定の時間がかかります。なお、医療費のお支払いが困難なときには、無利息の「高額医療費貸付制度」を利用できる場合があります。制度の利用ができるかどうか、貸付金の水準はどのくらいかは、ご加入の医療保険によって異なりますので、お問い合わせください。

## Q3. 支給申請はいつまでさかのぼって行えますか？

A3. 高額療養費の支給を受ける権利の消滅時効は、診療を受けた月の翌月の初日から2年です。したがって、この2年間の消滅時効にかかっていない高額療養費であれば、過去にさかのぼって支給申請することができます。

## Q4. 医療費控除とはどう違うのでしょうか。

A4. 医療費控除とは、所得税や住民税の算定において、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払った場合に受けることができる、一定の金額の所得控除のことを言い、保険給付の一種である高額療養費とは別の制度です。



## 佐野マネジメントオフィス

社会保険労務士・医療労務コンサルタント  
厚生労働省ジョブカード・キャリアコンサルタント  
代表 佐野 真澄

〒437-0023 袋井市高尾1496-77  
TEL.0538-43-6170 FAX.0538-74-1257

